

# 障害者の雇用にあたって施設・設備等や雇用管理等を図る事業主の方への障害者雇用納付金制度に基づく助成金

障害者の雇用にあたっては、障害者各人の能力と適性を十分に引き出すために、施設・設備の整備等を必要とすることが少なくありません。また、障害者の能力開発や雇用管理を図るために特別な措置の実施が必要となることもあります。このため、障害者雇用納付金制度に基づく助成金は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づく障害者雇用納付金を財源にして、事業主が障害者の雇用にあたって、施設・設備の整備等や雇用管理を行う場合に、これらの事業主に対し、独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構（以下「機構」という。）の予算の範囲内で支給することによって、その経済的負担を軽減し、障害者の雇用の促進や雇用の継続を図ることを目的とするものです。

## 35-1 障害者作業施設設置等助成金（作業施設・作業設備の整備等を行う事業主の方への助成金）

障害者を常用労働者として雇い入れるか継続して雇用する事業主が、その障害者が作業を容易に行うことができるよう配慮された施設又は改造等がなされた作業設備の整備等を行う場合に、その費用の一部を助成するものです。

### I 及びIIの対象となる障害者

- ・身体障害者、知的障害者、精神障害者（重度身体、重度知的及び精神障害者である短時間労働者を含む。）
- ・上記の障害者である在宅勤務者

### I 第1種作業施設設置等助成金

支給額は、作業施設等の設置・整備に要する費用の額に次表の助成率を乗じて得た額又は次表の支給限度額のいずれか低い額です。

助成率	支 給 限 度 額
2／3	支給対象障害者 1人につき450万円（作業設備については支給対象障害者 1人につき150万円（中途障害者に係る職場復帰のための設備の設置または整備にあっては、450万円を超えない範囲で機構が定める額））ただし、同一事業所につき同一年度当たり4,500万円

（※中途障害者とは、支給対象事業主に雇用された後に、身体障害者となった者及び精神障害者となった者であって、職場復帰を行う者です。）

### II 第2種作業施設設置等助成金

支給額は、作業施設等の賃借による設置・整備に要する費用の額に次表の助成率を乗じて得た額又は次表の支給限度額のいずれか低い額です。

助成率	支 給 限 度 額	支給期間
2／3	・施設 障害者 1人につき月13万円 ・作業設備 障害者 1人につき月 5万円（中途障害者の場合は 1人につき月 13万円を超えない範囲で機構が定める額）	3年間

## 35-2 障害者福祉施設設備等助成金（福利厚生施設の整備等を行う事業主の方への助成金）

障害者を常用労働者として雇い入れるか継続して雇用している事業主又は当該事業主が加入している事業主団体が、その障害者の福祉の増進を図るために、障害者が利用できるよう配慮された保健施設、給食施設、教養文化施設等の福利厚生施設の整備等を行う場合に、その費用の一部を助成するものです。

### 対象となる障害者

- ・身体障害者、知的障害者、精神障害者（重度身体、重度知的及び精神障害者である短時間労働者を含む。）
- ・上記の障害者である在宅勤務者

支給額は、福祉施設等の設置・整備に要する費用の額に次表の助成率を乗じて得た額又は次表の支給限度額のいずれか低い額です。

助成率	支 給 限 度 額
1／3	・対象障害者 1人につき225万円 (同一事業所又は同一事業主の団体につき一会計年度につき 2,250 万円)

## 35-3 障害者介助等助成金（雇用管理のために必要な介助等の措置を行う事業主の方への助成金）

重度身体障害者、知的障害者、精神障害者又は就職が特に困難と認められる身体障害者を常用労働者として雇い入れるか継続して雇用している事業主が、障害の種類や程度に応じた適切な雇用管理のために必要な介助等の措置を実施する場合に、その費用の一部を助成するものです。

### I 重度中途障害者等職場適応助成金

職場復帰を促進するための職場適応措置の実施に要する費用（能力開発のための講習経費の負担、補助者の配置等）が対象です。

対象となる障害者	支 給 限 度 額	支給期間
・中途障害者である重度身体障害者 ・中途障害者である45歳以上の身体障害者 ・中途障害者である精神障害者 ・中途障害者のうち重度身体障害者である短時間労働者 ・中途障害者のうち精神障害者である短時間労働者 ・上記の障害者である在宅勤務者	・対象障害者 1人につき月 3 万円 (短時間労働者にあっては月 2 万円)	3 年間

### II 職場介助者の配置又は委嘱助成金（以下の(1)、(2)）

### III 職場介助者の配置又は委嘱の継続措置に係る助成金（以下の(3)、(4)）

#### II 及びIIIの助成金の対象となる障害者

- ・2級以上の視覚障害者
- ・2級以上の両上肢機能障害及び2級以上の両下肢機能障害の重複する者
- ・3級以上の乳幼児期以前の非進行性の脳病変による上肢機能障害及び3級以上の乳幼児期以前の非進行性の脳病変による移動機能障害の重複する者
- ・上記の障害者である短時間労働者
- ・上記の障害者である在宅勤務者

支給額は、支給対象費用の額に次表の助成率を乗じて得た額又は次表の支給限度額のいずれか低い額です。

(1) 事務的業務に従事する重度視覚障害者、四肢機能障害者の業務遂行のために必要な職場介助者の配置又は委嘱に要する費用が対象です。

助成率	支 給 限 度 額	支給期間
3／4	・配置 1人につき月15万円 ・委嘱 1人につき1回 1万円（年150万円まで）	10年間

(2) 事務的業務以外に従事する重度視覚障害者の業務遂行のために必要な職場介助者の委嘱に要する費用が対象です。

助成率	支 給 限 度 額	支給期間
3／4	・委嘱 1人につき1回 1万円（年24万円まで）	10年間

(3) 事務的業務に従事する重度視覚障害者、四肢機能障害者の業務遂行のために必要な職場介助者の配置又は委嘱の継続措置に要する費用が対象です。

助成率	支 給 限 度 額	支給期間
2／3	・配置 1人につき月13万円 ・委嘱 1人につき1回 9千円（年135万円まで）	5年間

(4) 事務的業務以外に従事する重度視覚障害者の業務遂行のために必要な職場介助者の委嘱の継続措置に要する費用が対象です。

助成率	支 給 限 度 額	支給期間
2／3	・委嘱 1人につき1回 9千円（年22万円まで）	5年間

#### IV 手話通訳担当者の委嘱助成金

聴覚障害者の雇用管理のために必要な手話通訳担当者の委嘱に要する費用が対象です。

対象となる障害者
・3級以上の聴覚障害者　　・2級の聴覚障害者である短時間労働者

支給額は、支給対象費用の額に次表の助成率を乗じて得た額又は次表の支給限度額のいずれか低い額です。（1年間の支給額は、支給対象障害者の数に応じて次の支給限度額が適用されます。）

助成率	支 給 限 度 額	支給期間
3／4	・委嘱 1人につき1回 6千円 (1年間の支給限度額は、支給対象障害者の数が9人以下の場合28万8千円まで。 10人以上の場合は、10人ごとに28万8千円を加算した額まで。)	10年間

#### V 健康相談医師の委嘱助成金

内部障害者、せき・髄損傷による肢体不自由者、中途視覚障害者、てんかん性発作を伴う知的障害者又は精神障害者の健康管理のために必要な医師の委嘱に要する費用が対象です。

対象となる障害者	
・4級以上の内部障害者	・2級以上の内部障害者である短時間労働者
・3級以上のせき臓損傷による肢体不自由者	
・2級以上のせき臓損傷による肢体不自由者である短時間労働者	
・6級以上の網膜色素変性症、糖尿病性網膜症、緑内障等による視覚障害者	
・6級以上の網膜色素変性症、糖尿病性網膜症、 緑内障等による視覚障害者かつ重度身体障害者である短時間労働者	
・てんかん性発作を伴う知的障害者	・てんかん性発作を伴う重度知的障害者である短時間労働者
・精神障害者	・精神障害者である短時間労働者

助成率	支 給 限 度 額	支給期間
3／4	・委嘱 1人につき1回 2万5千円（障害者の障害の区分ごとに年30万円まで）	10年間

支給額は、支給対象費用の額に次表の助成率を乗じて得た額又は次表の支給限度額のいずれか低い額です。（1年間の支給額は、支給対象障害者の障害の区分ごとに次の支給限度額の範囲内です。）

## VI 職業コンサルタントの配置又は委嘱助成金

障害者の雇用管理のために必要な職業コンサルタントの配置又は委嘱に要する費用が対象です。

対象となる障害者	
・重度身体障害者	・重度身体障害者である短時間労働者
・3級又は4級の乳幼児期以前の非進行性の脳病変による上肢機能障害者	
・3級又は4級の乳幼児期以前の非進行性の脳病変による移動機能障害者	
・知的障害者	・重度知的障害者である短時間労働者
・精神障害者	・精神障害者である短時間労働者
・上記の障害者である在宅勤務者	
・3級の下肢機能障害者である在宅勤務者	・3級の体幹機能障害者である在宅勤務者
・3級の内部障害者である在宅勤務者	

助成率	支 給 限 度 額	支給期間
3／4	・配置 1人につき月15万円 ・委嘱 1人につき1回 1万円（職業コンサルタント1人につき年150万円まで） (対象障害者が5人以上のための配置又は委嘱であることが必要)	10年間

支給額は、支給対象費用の額に次表の助成率を乗じて得た額又は次表の支給限度額のいずれか低い額です。（委嘱の1年間の支給額には、職業コンサルタントの人数に応じて次の支給限度額が適用されます。）

## VII 業務遂行援助者の配置助成金

重度障害者に対し、業務の遂行を通じた雇用管理のために必要な援助及び指導の業務を担当する業務遂行援助者の配置に要する費用が対象です。

支給額は、業務遂行援助者に対して通常支払われる賃金の月額又は1か月につき3人を上限とする支給対象障害者の数に、次表の支給対象障害者の区分に応じた額を乗じて得た額のいずれか低い額です。

対象となる障害者	支 給 限 度 額	支給期間
・重度知的障害者	・配置 1人につき 3年間は障害者1人につき月3万円 (短時間労働者は月1万5千円)	10年間
・精神障害者	4年目以降は障害者1人につき月1万円 (短時間労働者は月5千円)	
・重度知的障害者である短時間労働者	(1人の業務遂行援助者につき、対象障害者は3人まで)	
・精神障害者である短時間労働者		

## Ⅷ 在宅勤務コーディネーターの配置又は委嘱助成金

在宅勤務障害者の雇用管理及び業務管理の業務を担当する在宅勤務コーディネーターの配置又は委嘱に要する費用が対象です。支給額は、支給対象費用の額に次表の助成率を乗じて得た額又は次表の支給限度額のいずれか低い額です。

対象となる障害者
・身体障害者である在宅勤務障害者（重度身体障害者である短時間労働者を含む）
・知的障害者である在宅勤務障害者（重度知的障害者である短時間労働者を含む）
・精神障害者である在宅勤務障害者（短時間労働者を含む）

助成率	支 給 限 度 額	支給期間
3／4	・配置 障害者1人につき月5万円 (在宅勤務コーディネーター1人につき月25万円まで) ・委嘱 障害者1人につき1回3千円 (在宅勤務コーディネーター1人につき年225万円まで)	10年間

・在宅勤務コーディネーターが在宅勤務障害者の雇用管理・業務管理制度の設計及び就業規則等の諸規程の整備を行った場合、初回に限り10万円(支給は1回を限度)を支給。

## 35-4 職場適応援助者助成金

**(障害者に対する職場適応援助者による援助の事業を行う社会福祉法人等並びに職場適応援助者を配置し援助を実施する事業主の方への助成金)**

職場適応援助者による援助を受けなければ、事業主による雇い入れ又は雇用の継続が困難と認められる障害者に対して、職場に適応することを容易にするため職場適応援助者による援助の事業を行う社会福祉法人等並びに職場適応援助者を配置し援助を実施する事業主に対して、その費用の一部を助成するものです。

(※職場適応援助者とは、機構の障害者職業総合センター、地域障害者職業センター（以下「地域センター」という。）が行う第1号職場適応援助者養成研修又は第2号職場適応援助者養成研修若しくは厚生労働大臣が定める研修を修了し、援助の実施に関し必要な相当程度の経験及び能力を有すると認められる者です。)

## I 第1号職場適応援助者助成金

法人格を有していること、定款又は寄付行為等において障害者の就労支援が規定されていること、第1号職場適応援助者養成研修を修了した者を雇用していること、障害者雇用に係る支援の実績があること及び地域センターとの業務連携関係があること等、一定の要件を満たす社会福祉法人等による職場適応援助事業の実施に要する費用が対象です。

対象となる障害者	支 給 限 度 額	支給期間
・身体障害者	・援助の事業を実施した日数1日につき14,200円	援助期間
・知的障害者	(1日につき3時間に満たない場合は7,100円)	中1人あたり1回
・精神障害者	(第1号職場適応援助者1人につき月284千円まで)	
・発達障害者	・雇用前支援において協力事業主に支払った費用相当額1日につき2,500円	につき1年8か月
・その他、第1号職場適応援助者による援助を行うことが特に必要であると機関が認める障害者	(支援対象となる障害者1人につき月5万円まで) ・第1号職場適応援助者養成研修の受講に係る旅費相当額又は機構が別に定める限度額のいずれか低い額(研修修了後6か月を超えて援助の事業を開始しない場合は不支給)	が限度

## II 第2号職場適応援助者助成金

雇用する障害者の職場適応援助を行うために必要な、第2号職場適応援助者の配置に要する費用が対象です。

対象となる障害者
・身体障害者　　・知的障害者　　・精神障害者　　・発達障害者　　・重度身体障害者である短時間労働者
・重度知的障害者である短時間労働者　　・精神障害者である短時間労働者

支給額は、支給対象費用の額に次表の助成率を乗じて得た額又は次表の支給限度額のいずれか低い額です。

助成率	支 給 限 度 額	支給期間
3／4	・配置 1人につき月15万円	対象障害者1人、1回につき、策定した支援計画の支援期間(1回につき6か月(対象障害者1人につき累積12か月)が限度)

### 35-5 重度障害者等通勤対策助成金(通勤を容易にするための措置を行う事業主の方への助成金)

重度身体障害者、知的障害者、精神障害者又は通勤が特に困難と認められる身体障害者(重度障害者等)を常用労働者として雇い入れるか継続して雇用している事業主、又はこれらの重度障害者等を雇用している事業主が加入している事業主団体が、これらの障害者の通勤を容易にするための措置を行う場合に、その費用の一部を助成するものです。

以下のⅠ～Ⅴまでの対象となる障害者	
・重度身体障害者	・3級の体幹機能障害者
・3級又は4級の乳幼児期以前の非進行性の脳病変による移動機能障害者	・3級の視覚障害者
・5級の下肢障害、体幹障害、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による移動機能障害のいずれか2つ以上重複する者	・3級又は4級の下肢障害者
・知的障害者	・精神障害者
・重度知的障害者である短時間労働者	・重度身体障害者である短時間労働者
・重度知的障害者である短時間労働者	・精神障害者である短時間労働者

支給額は、支給対象費用の額に以下の各表の助成率を乗じて得た額又は各表の支給限度額のいずれか低い額です。

## I 住宅の新築等助成金

支給対象障害者を入居させるための特別の構造又は設備を備えた住宅の新築・増築・改築・購入に要する費用が対象です（事業主団体を含む。）。

助成率	支 給 限 度 額
3／4	・世帯用 1戸につき 1,200万円 ・単身者用 1人につき 500万円 (1事業所につき5,000万円が限度)

## II 住宅の賃借助成金

支給対象障害者を入居させるための特別の構造又は設備を備えた住宅の賃借料が対象です。

## III 指導員の配置助成金

住宅に入居した支給対象障害者（5人以上であることが必要）の通勤を容易にするための指導、援助のほか、健康管理、対人関係の助言、余暇利用等、日常生活全般の指導、援助等の業務を行う指導員の配置に要する費用が対象です（事業主団体を含む。）。

助成率	支 給 限 度 額	支給期間
3／4	・配置 1人につき月15万円	10年間

## IV 住宅手当の支払助成金

支給対象障害者に対し支払われる住宅手当の額から、その障害者以外の労働者に通常支払われる住宅手当の額を差し引いて得た額が対象です。

助成率	支 給 限 度 額	支給期間
3／4	・障害者 1人につき月6万円	10年間

## V 通勤用バスの購入助成金

支給対象障害者（5人以上であることが必要）の使用を容易にする特別の構造又は設備を備えた通勤用バスの購入、特別の構造又は設備の整備に要する費用及び付属品の購入に要する費用が対象です（事業主団体を含む。）。

助成率	支 給 限 度 額
3／4	・バス1台 700万円

## VI 通勤用バス運転従事者の委嘱助成金

支給対象障害者（5人以上であることが必要）のための通勤用バス1台ごとに1人の運転従事者の委嘱に要する費用が対象です（事業主団体を含む。）。

助成率	支 給 限 度 額	支給期間
3／4	・委嘱 1人につき1回 6千円	10年間

## VII 通勤援助者の委嘱助成金

支給対象障害者の通勤（公共の交通機関を利用する通勤に限る。）を容易にするための指導、援助等を行う通勤援助者の委嘱に要する費用及び通勤援助に要する交通費が対象です。

助成率	支 給 限 度 額	支給期間
3／4	・委嘱 1人につき1回 2千円 ・交通費 1認定につき 3万円 (対象障害者が継続雇用者の場合は、通勤経路の変更を余儀なくされた場合である ことが必要)	1月間

## VIII 通勤のための駐車場の賃借助成金

障害により公共交通機関等を利用して通勤することが容易でない支給対象障害者が通勤のため自ら運転する自動車を駐車しておくための施設（支給対象障害者の障害の種類、程度を十分に考慮した施設で、道路の路面外に設置されているものに限る。）の賃借に要する費用が対象です。

助成率	支 給 限 度 額	支給期間
3／4	・障害者 1人につき月 5万円	10年間

## IX 通勤用自動車の購入助成金

支給対象障害者の障害の種類、程度に応じて支給対象障害者が自ら運転するために必要な特別の構造又は設備（両下肢機能障害者用の手動装置等）を備えた通勤用自動車の購入、特別の構造又は設備の整備に要する費用及び付属品の購入に要する費用が対象です。

対象となる障害者	助成率	支 給 限 度 額
・2級以上の上肢障害者 ・1級又は2級の乳幼児期以前の非進行性の脳病変による上肢機能障害者 ・3級以上の体幹機能障害者 ・3級以上の内部障害者 ・4級以上の下肢障害者 ・1級ないし4級の乳幼児期以前の非進行性の脳病変による移動機能障害者 ・上記のうちで、2級以上の障害者である短時間労働者 ・5級の下肢障害、体幹機能障害、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による移動機能障害のいずれか2つ以上重複する者	3／4	・購入 1台 150万円 (1級又は2級の両上肢障害者用 1台 250万円)

## 35-6 重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金

(障害者を多数雇用し施設等の整備等を行う事業主の方への助成金)

重度身体障害者、知的障害者又は精神障害者を多数常用労働者として雇い入れるか継続して雇用し、かつ、安定した雇用を継続することができると認められる事業主で、これらの障害者のために事業施設等の整備等を行う場合に、その費用の一部を助成するものです。

※この助成金の申請に当たっては、事前協議が必要です。

### I ~ II の対象となる障害者

・重度身体障害者、知的障害者、精神障害者（重度身体、重度知的及び精神障害者である短時間労働者を含む。）

#### I 第1種重度障害者施設設置等助成金（施設設置）

支給対象障害者の雇い入れや雇用の維持に適当であると認められる事業施設等の設置・整備（賃借を除く。）に要する費用が対象です（支給対象障害者を5人以上雇い入れ、1年以上継続して雇用している支給対象障害者と合わせて10人以上雇用し、雇用労働者数に占める重度障害者の割合が2／10以上であることが必要）。

支給額は、支給対象費用の額に次表の助成率を乗じて得た額又は次表の支給限度額のいずれか低い額です。

助成率	支 給 限 度 額
2／3 (特例 3／4)	<ul style="list-style-type: none"><li>・雇い入れ数 5～9人 1.5億円</li><li>・雇い入れ数 10人以上 2億円（特例 3億円又は 4億円）</li><li>（特例：一定の要件を満たす場合で、厚生労働大臣の承認が必要）</li><li>（同一企業に対する従前からの第1種重度障害者施設設置等助成金の支給額との合計額4億円が限度）</li></ul>

#### II 第2種重度障害者施設設置等助成金（施設改善）

支給対象障害者の雇用の維持に適当であると認められる事業施設等の設置・整備（賃借を除く。）に要する費用が対象です（支給対象者を1年以上継続して10人以上雇用し、雇用労働者数に占める重度障害者の割合が2／10以上であることが必要）。

この助成金は、上記Iの第1種の支給から機構が設備の種類ごとに定める機関又は10年経過以降に行う施設等の改善・更新に要する費用を対象として支給することができます。

支給額は、支給対象費用の額に次表の助成率を乗じて得た額又は次表の支給限度額のいずれか低い額です。

助成率	支 給 限 度 額
2／3 (特例 3／4)	<ul style="list-style-type: none"><li>・認定 5千万円（特例 1億円）</li><li>（同一事業所に対する従前からの第2種重度障害者施設設置等助成金の支給額との合計額は1億円が限度）</li></ul>

※ 上記I・IIの事業の施設等の設置又は整備に要する費用に充てるため、銀行又は信用金庫から資金を借り入れる場合における当該借入金の利息の支払いに要する費用については、助成金の対象となります。

## 35-7 障害者能力開発助成金

(能力開発訓練事業を行う事業主等の方や能力開発訓練を受講させる事業主の方への助成金)

障害者の職業に必要な能力を開発し、向上させるための能力開発訓練事業を行う事業主又はその団体、社会福祉法人等が、能力開発訓練のための施設・設備の設置又は整備等を行う場合、その能力開発訓練事業を運営・実施する場合や障害者である労働者を雇用しようとする事業主が、その障害者である労働者に障害者能力開発訓練を受講させる場合に、その費用の一部を助成するものです。

なお、「能力開発訓練事業」とは、厚生労働大臣が定める教育訓練の基準に適合する教育訓練をいいます。

### I～IIIの対象となる障害者

・身体障害者、知的障害者、精神障害者（重度身体、重度知的及び精神障害者である短時間労働者を含む。）

#### I 第1種障害者能力開発助成金（施設設置等）

支給額は、能力開発訓練のための施設・設備の設置又は備品の購入に要する費用の額に次表の助成率を乗じて得た額又は次表の支給限度額のいずれか低い額です。

※ この助成金の申請に当たっては、事前協議が必要です。

助成率	支 給 限 度 額
4／5	2億円 ※ ただし、過去に本助成金を受けた施設・設備等で、支給後一定期間を経過した当該施設・設備等の改善・更新をする場合は 5 千万円。

#### II 第2種障害者能力開発助成金（運営費）

支給額は、厚生労働大臣が定める基準に適合する障害者能力開発訓練事業の運営に要する費用の額に次表の助成率を乗じて得た額又は次表の支給限度額のいずれか低い額です。

※ この助成金の申請に当たっては、事前協議が必要です。

助成率	支 給 限 度 額	支給期間
3／4 (特例 4／5)	・受講生 1 人につき月 16 万円 (特例 受講生 1 人につき月 17 万円)	訓練期間中

#### III 第3種障害者能力開発助成金（受講）

支給額は、障害者を常用労働者として雇用している（新規採用を含む。）事業主による、当該障害者への厚生労働大臣が定める基準に適合する障害者能力開発訓練の受講に要する費用の額に次表の助成率を乗じて得た額又は次表の支給限度額のいずれか低い額です。

助成率	支 給 限 度 額	支給期間
3／4	・受講生 1 人につき月 8 万円	受講期間中

#### IV 第4種障害者能力開発助成金（グループ就労訓練）

このグループ就労訓練にかかる助成金には、その実施する教育訓練の事業の内容によって「請負型」、「雇用型」、「派遣型」及び「職場実習型」の4種類があります。

##### (1) 請負型

社会福祉法人、NPO法人等が企業から業務を請負い、障害者のグループに当該事業所内での就労を通じた訓練を受講してもらい、常用雇用への移行を促進するための事業の実施に要する費用が対象です。

対象となる障害者	助成率	支 給 限 度 額	支給期間
公共職業安定所等に求職登録を行っている ・身体障害者 ・知的障害者 ・精神障害者	3／4	・訓練開始した日の属する月の翌月から 訓練担当者1人につき 月24万円 ただし、1事業主につき2ユニットを限度とする。 (1ユニットは3人以上5人以下) ・協力事業主の受け入れに係る費用 1回 2,500円(月5万円まで)	訓練期間中 (3か月～3年) (注)

##### (2) 雇用型

事業主が、障害者のグループを雇用し、当該事業所内で就労することを通じて訓練を受講してもらい、常用雇用への移行を促進するための事業の実施に要する費用が対象です。

対象となる障害者	助成率	支 給 限 度 額	支給期間
・身体障害者 ・知的障害者 ・精神障害者 (雇用率の対象となる労働者及び精神障害者のうち障害者雇用納付金関係助成金の支給を受けている者を除く。)	4／5	・配置 訓練開始した日の属する月の翌月から 訓練担当者1人につき 月25万円 ・委嘱 訓練開始した日の属する月の翌月から 訓練担当者1回 1万5千円 (年250万円まで) (1ユニットは3人以上5人以下)	訓練期間中 (3か月～3年) (注)

##### (3) 派遣型

派遣先の事業主が、派遣労働者である障害者のグループに当該事業所内で就労することを通じて訓練を受講してもらい、常用雇用への移行を促進するための事業の実施に要する費用が対象です。

対象となる障害者	助成率	支 給 限 度 額	支給期間
・身体障害者 ・知的障害者 ・精神障害者 (雇用率の対象となる労働者及び精神障害者のうち障害者雇用納付金関係助成金の支給を受けている者を除く。)	4／5	・配置 訓練開始した日の属する月の翌月から 訓練担当者1人につき 月25万円 ・委嘱 訓練開始した日の属する月の翌月から 訓練担当者1回 1万5千円 (年250万円まで) (1ユニットは3人以上5人以下)	訓練期間中 (3か月～3年。 ただし 派遣可能期間を限度とする。)

(注) 訓練開始から2年度末までの間にユニットから1名以上、(1)請負型にあっては、いずれかの企業へ、

(2) 雇用型にあっては、事業実施事業主へ、(3) 派遣型にあっては、派遣先及び派遣元のいずれかの企業へ常用雇用の移行が行われた場合に3年度目も支給継続となり、その後1年度間に1名以上移行が行われた場合に、支給継続となります。

#### (4) 職場実習型

事業主が、盲学校・聾学校・養護学校の生徒に事業所で就労に係る実習を行い、常用雇用への移行を促進するための事業の実施に要する費用が対象です。

対象となる障害者	支 給 限 度 額	支給期間
盲学校・聾学校・養護学校の高等部3年生である ・身体障害者 ・知的障害者 ・精神障害者	訓練開始した日から 職場実習実施日1日につき 2,500円 (月5万円まで) この助成金は、1ユニットにつき1名以上雇用率対象の労働者として事業主が雇用した場合の職場実習について支給されます。 (1ユニットは1人以上5人以下)	訓練期間中 (2週間～2か月)

### 35-8 障害者雇用支援センター助成金

#### (障害者雇用支援センターを設置運営する法人の方への助成金)

職業生活における自立を図るために継続的な支援を必要とする障害者の職業の安定を図ることを目的として設立された民法第34条の法人が都道府県知事の指定を受け、福祉部門と雇用部門が連携を図りながら、市町村レベルで就職から職場定着に至るまでの相談、援助を一貫して行う場合の施設・設備の整備等に要する費用や、その自立支援業務の運営に要する費用の一部を助成するものです。

### 受給のための手続

#### I 受給資格認定申請の手続き

(1) 助成金の支給を受けようとする事業主又は社会福祉法人等（以下「事業主等」という。）は、定められた期間内に、**障害者助成金受給資格認定申請書**及び助成金ごとに定められている**添付書類**を、申請に係る事業所が所在する都道府県の雇用開発協会等（以下「都道府県協会」という。）を経由して、機構に提出してください。

※ 職場適応援助者助成金の第1号職場適応援助者助成金については、申請に係る社会福祉法人等が所在する都道府県の地域センターを経由して、**障害者助成金受給資格認定申請書**及び添付書類を提出していただきます。

(2) 助成金の受給資格の審査結果は、**助成金受給資格認定通知書**又は**助成金受給資格不認定通知書**により、事業主等に通知します。

(3) 助成金の受給資格の認定にあたり、遵守していかなければならない事項（支給請求書の提出期限のこと、その他、機構が必要と定める事項）を認定の条件とします。

## II 支給請求の手続き

- (1) 受給資格の認定を受け、助成金の支給を受けようとする事業主等は、定められた期間内に、**障害者助成金支給請求書**及び助成金ごとに定められている**添付書類**を、認定申請書を提出した都道府県協会を経由して機構に提出してください。
- ※ 職場適応援助者助成金の第1号職場適応援助者助成金については、地域センターを経由して、**障害者助成金支給請求書**及び**添付書類**を提出していただきます。
- (2) 助成金の支給請求の審査結果は、**助成金支給決定通知書**又は**助成金不支給決定通知書**により請求事業主等に通知され、助成金は、その事業主等が指定する金融機関の口座に機構から振り込まれます。
- (3) 助成金の支給にあたり、遵守していただきなければならない事項（支給に係る施設等を一定期間以上助成金の支給対象障害者のために使用すること、機構が実施する調査に協力すること、その他、機構が必要と定める事項）を支給の条件とします。

### 留意事項

#### (1) 助成金の支給要件等

障害者雇用納付金制度に基づく助成金の概要を掲載していますが、このほか各助成金ごとに支給に係る要件や申請の期限等が定まっていますので、詳細は都道府県協会（職場適応援助者助成金の第1号職場適応援助者助成金は地域センター）にお問い合わせください。

#### (2) 助成金の返還

偽り、その他不正の行為により助成金の支給を受けた事業主等に対しては、延滞金を賦し返還を求ることとなります。また、申請書等に不明な点がある場合は、助成金の支給は行いません。

また、支給の条件に違反した場合又は助成金を受給した者の責めに帰すべき事由がある場合には、受給した助成金の一部又は全部を返還していただきます。

#### (3) 助成金によっては、同一の障害者を対象として他の助成金と併給できない、いわゆる「併給調整」が行われる場合があります。詳細は各都道府県協会にお問い合わせください。

#### (4) 個人情報の保護

助成金の申請のために支給対象障害者等の個人情報を取得、利用及び機構に提供するにあたっては、個人情報保護の観点から、「個人情報の保護に関する法律」に従うとともに、厚生労働省の策定した「プライバシーに配慮した障害者の把握・確認ガイドライン」（厚生労働省ホームページ <http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyou/shougaisha02/index.html>）に準じて、以下の取扱いをしてください。

イ 助成金の申請のために、新たに、障害者であること、障害者手帳等の所持、障害の状況等を把握・確認し、その個人情報を機構に提供する場合には、本人に照会するにあたり、助成金の申請のために用いる等の利用目的等を明示し、同意を得てください。

ロ 助成金の申請以外の目的（障害者雇用状況報告、他の助成金の申請など）で取得した個人情報を、助成金等の申請のために機構に提供するにあたっては、助成金の申請のために用いる等の利用目的等を明示し、同意を得てください。

ハ イ又はロの同意を得るにあたり明示すべき事項は以下のとおりです。

- (イ) 助成金の申請のために機構に提供するという利用目的
- (ロ) (イ)の報告等に必要な個人情報の内容
- (ハ) 助成金の支給請求が複数回にわたる場合は、原則としてすべての支給請求において利用するものであること

- (ニ) 助成金の支給にあたり機構から照会、調査等があった場合は、個人情報を提供する場合があること
  - (ホ) 利用目的の達成に必要な範囲内で、障害等級の変更や精神障害者保健福祉手帳の有効期限等について確認を行う場合があること
  - (ヘ) 障害者手帳等を返却した場合、又は障害等級の変更があった場合は、その旨を人事担当者まで申し出てほしいこと
  - (ト) 障害者本人に対する公的支援策や企業による支援策  
※ (ト)については、あわせて伝えることが望ましい。
- 二 イ又は口の同意を得るにあたり、照会への回答、障害者手帳等の取得・提出、同意等を強要しないようにしてください。
- ホ イ及び口の同意を得るにあたっては、他の目的で個人情報を取得する際に、あわせて同意を得るようなことはしないでください。あくまで、助成金の申請時に、別途の手順を踏んで同意を得るようにしてください。